

情報バリアフリー事業 助成金のご案内

(チャレンジド向け通信・放送役務
提供・開発推進助成金)



<http://www.nict.go.jp/>

<http://barrierfree.nict.go.jp/>
(情報バリアフリーのための情報提供サイト)



支援の概要

制度の概要

本支援は、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある人がこれを円滑に利用できるよう、通信・放送役務の提供又は開発を行う民間企業等に対して、必要な資金の一部を助成するものです。

- 助成対象先は、当機構の行う公募に対して出された申請案件の中から、機構内に設置された学識経験者、有識者等からなる評価委員会の評価結果を踏まえて、機構が決定します。
- 公募は例年2月から4月頃にかけて実施します。
詳細については、報道発表を行い、当機構Webサイトのプレスリリースに掲載します。[\(http://www.nict.go.jp/\)](http://www.nict.go.jp/)
公募の関係書類（応募案内、申請書類及び交付要綱）に関しても、上記プレスリリースで紹介する助成金に関するWebページからダウンロードできます。
- 本事業は、S B I R（中小企業技術革新制度）の対象となっており、本助成金を交付された中小企業者等は、様々な事業化支援策を受けることができます。S B I Rについては、中小企業庁のホームページを参照願います。
[\(http://www.chusho.meti.go.jp/\)](http://www.chusho.meti.go.jp/)

支援スキームと支援内容



支援の実績

本助成金の交付を受けて実際に提供されている通信・放送役務の事例については、「情報バリアフリーのための情報提供サイト」内の「情報バリアフリー通信・放送サービス」を参照して下さい。[\(http://barrierfree.nict.go.jp/\)](http://barrierfree.nict.go.jp/)

又、各年度の助成案件の一覧は、同サイト内の「NICTの情報バリアフリーへの取組み」をご覧ください。

支援の要件と内容

助成対象の選定基準

助成の対象となる事業は、次の基準により選定されます。

- 1 助成対象事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- 2 助成対象事業の内容が次の各要件に合致すること。
有益性：提供又は開発される通信・放送役務が、身体障害者（以下「チャレンジド」という。）の利便の増進に著しく寄与するものであること。
波及性：提供又は開発される通信・放送役務に関するチャレンジドのニーズが高く、事業実施の効果が全国的に広く及ぶものであること。
- 3 助成対象事業に係る資金調達が自己のみによっては困難であること。
- 4 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- 5 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

（助成の対象について不明な点がありましたらお気軽にお問合せ下さい。）

助成対象経費の費目と範囲

助成金の対象となる経費の種類及びその範囲は、次のとおりです。

費目		助成対象経費の範囲
I	機械装置等購入費	助成対象事業に必要な機械装置（電子計算機を含む。）及び工具器具備品（耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、製造、改造、借用、修繕又は裾付けに必要な経費。
II	外注費・委託費	助成対象事業に必要な機械装置の設計、試作品の試験若しくは評価又はソフトウェアの制作等の外注又は委託に必要な経費。
III	労務費	助成対象事業に直接従事する職員等に対する人件費。各々の人件費は基本給のほか、賞与、家族手当、住宅手当及び法定福利費を含むが退職金は除く。
IV その他の経費	1 消耗品費	助成対象事業を行うために直接必要な材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含む。
	2 諸経費	助成対象事業を行うために直接必要な旅費、文献購入費、コンピュータ使用料、運送費、賃借料その他事業に必要な経費として機構が認めた経費。

留意事項（不正行為等に対する措置）について

助成金は、助成先に対して反対給付を求めることなく交付する金銭的給付ですので、これを受け入れる者に対し、有効かつ適正な使用が求められます。このため、助成先には、各種申請・報告等が義務付けられており、特に以下の事項について違反した助成先に対しては、助成金交付要綱及び交付決定通知書の条件に基づき助成金交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命じたり（返還金に対する加算金を賦課することもあります。）、不正事案として公表することがあります。また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に基づく罰則規定（刑事罰）の適用もありうるので充分留意してください。

- ①助成金及び助成事業により取得した財産等他の用途への無許可使用
- ②交付決定の内容又は交付条件に対する違反
- ③法令又は国の処分に対する違反
- ④助成事業等に関する不正、怠慢その他不適当な行為
- ⑤定められた必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合

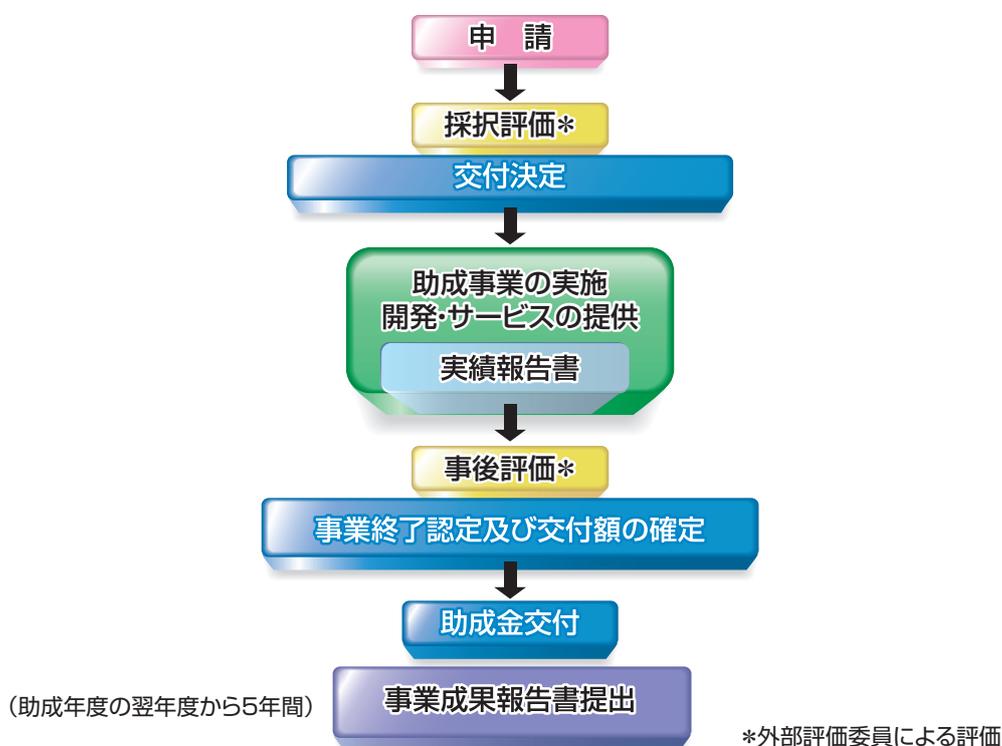
申請手続

公募の詳細については、毎年、1月から2月頃にかけて報道発表を行い、当機構Webサイトのプレスリリースに掲載します。(http://www.nict.go.jp/)

「応募案内」、「申請書類」、「交付要綱」は、上記プレスリリースで紹介する助成金に関するWebページからダウンロードできます。

申請後の手続

【申請から助成までのフローチャート図】



●申請書提出先・お問い合わせ先

国立研究開発法人情報通信研究機構 デプロイメント推進部門 情報バリアフリー推進室

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

電話：042-327-6022

F A X：042-327-5706

E-Mail：kakusa@ml.nict.go.jp